

**「豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の改正の考え方について  
(資源物以外のごみの持ち去り行為の禁止)」の意見募集結果**

**1 パブリックコメントの概要**

- (1) 公表・意見募集期間：令和5年9月12日(火)～令和5年10月12日(木)
- (2) 意見提出者数：3人
- (3) 意見提出件数：7件(意見提出フォーム：7件)

**2 意見の概要と市の考え方**

番号	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	持ち帰り禁止対象を広げる事に関しては妥当だが、同様に罰金も重くすべき。罰金を100万円にしたら良いと思う。加えて警備等を厳しくすれば、高額な罰金を払いたくないが故に持ち去りを辞めると思う。	参考意見として受け止めさせていただきます。
2	豊橋は昔から530、クリーンな街を掲げている。それなりに罰則も重くして欲しい。	参考意見として受け止めさせていただきます。
3	ゴミステーションからの持ち去りは個人だけでなく業者ぐるみでやっているところもある。法人が払って負担を感じるほどの高額な罰金設定にすることで、抑止力につながると思う。	参考意見として受け止めさせていただきます。
4	最近、こわすゴミをゴミステーションより持ち出す輩が目立つ。こわすごみの収集日早朝、トラックを使用し無断で持ち出している。条例違反として、罰金等を課す対応を望む。	条例の趣旨に則り、適切に対処してまいります。
5	以下の点について詳細な情報を開示して頂かないことには良し悪しの判断が付きかねる。罰を課す対象を広げれば、当然対策費用もかさむ。この変更で得られる収入或いは便益と盗難防止対策費用が拮抗したり、逆転したのでは本末転倒。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊橋市の対象ゴミの年間抜き盗られ被害額</li> <li>・その抜き盗られる手口</li> <li>・取り締まりの具体的な方法と、継続実施にかかる費用</li> </ul>	参考意見として受け止めさせていただきます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の改正により拡大する対象ごみは、資源物以外のごみが対象となるため、被害額の算出が難しいと考えております。</li> <li>・抜き取られる主な手口としましては、袋ごと持ち去っていきます。</li> <li>・持ち去り行為が多いエリアを中心に監視パトロールを実施します。係る費用は人件費が主になります。</li> </ul>
6	「ゴミ屋敷」は病理が背景にあると言われている分野。予防原則に立ったゴミ屋敷予備軍への心理カウンセリングはやらないのか。	ご意見は、関係部局と共有させていただきます。
7	中核市の中でも1人当たりのごみ減量の成績の高くない豊橋市。地味で地道な環境教育の継続実施には一定の効果を実感しているが、罰で解決することは極めて限定的であろうと考える。	参考意見として受け止めさせていただきます。